# 倉吉市ふるさとでの 新しいライフステージ 支援補助金

\奨励金/ 20万円

鳥取県外から倉吉市に移住し、新しいライフステージを 迎える若者夫婦や子育て世帯を応援します!



- ■県外から転入して2か月以内
- ■39歳以下で2人以上の世帯

に該当される方は裏面をご覧ください!



## 補助対象要件

以下の内容をすべて満たす必要があります。

申請日の前2か月以内に世帯2人以上で倉吉市に住民登録をした世帯であること
倉吉市への転入日において、世帯員のいずれか(子を除く)が満39歳以下であること
世帯全員が転入日前1年以内に鳥取県に移住したことがないこと
転勤、研修等の一時的な転入ではなく、倉吉市に継続して5年以上定住する意思があること
申請時において、次のいずれかの要件を満たすこと ●結婚して10年以内であること ●妊娠中であること ●世帯内に高校入学前の子がいること

※予算の上限に達した場合は、申請を締め切らせていただくことがございますので、予めご了承ください。

## 申請手順

#### ■① 交付申請【申請者】

次の書類に必要事項を記載して申請してください。

倉吉市ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金交付申請書 ・請求書	
世帯員全員の戸籍の附票(転入日前1年間の居住地の履歴が分かるもの)	
世帯員全員の住民票	
戸籍謄本(全部事項証明書)(結婚して10年以内の要件で申請する場合)	
母子手帳の写し(妊娠中の要件で申請する場合)	
誓約書(様式第1号)	
振込先が分かる書類(通帳等)の写し	

#### ■②書類受理・審査・交付決定及び額の確定【市】

市で書類の審査を行います。

審査の結果を「ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金交付決定及び額の確定」 により通知いたします。

#### ■③振込【市】

請求書の内容を確認し、請求された金額を申請者の口座へ振り込みます。

### お問合せ

**Q** そうだ!くらよしで暮らそう ×

倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課 地域活性係 〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市役所 第2庁舎 3階







0858-27-0501 iju@city.kurayoshi.lg.jp